

8. 資料

① 子育て支援制度をご存知ですか

- 児童手当
- 乳幼児医療費助成制度
- 児童扶養手当制度
- ひとり親家庭等医療費助成制度

問い合わせ

調布市子ども家庭課 TEL 042-481-7093



② 児童憲章

制定日 昭和26年5月5日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

- 児童は、人として尊ばれる。
 - 児童は、社会の一員として重んぜられる。
 - 児童は、よい環境の中で育てられる。
1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
 2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
 3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
 4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
 5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
 6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
 7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
 8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
 9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
 10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
 11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
 12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、導かれる。